

藤枝市一般不妊治療費助成制度 (人工授精)

R2 年度版

藤枝市少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して、高額な治療になる不妊治療に要する経済的負担を軽減するために費用の一部を助成します。

令和2年度から皆様に助成制度を受けていただきやすくするため、内容を一部変更しました。

NEW!!

- ・対象者の所得制限を撤廃しました。
- ・申請期日を延長*しました。

※詳しくは裏面の申請時の注意事項をご確認ください。

1 対象者

下記の条件をすべて満たす夫婦が対象になります。

- ・法律上（戸籍上）婚姻している夫婦で、夫婦の両方又は一方が、申請を行う日に藤枝市に住民票がある方
- ・治療期間の初日に妻の年齢が40歳未満の方
(令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した方については、助成に係る治療初日の妻の年齢が41歳未満の方)
- ・医療保険の適用されない人工授精による治療を受けた方

2 対象治療

保険診療適用外の人工授精

3 助成内容

- ・人工授精に要する治療費の7割の額*を助成します。
※治療費の3割は自己負担となります。
- ・1回の妊娠までの治療につき助成期間内(下表参照)で63,000円を上限とします。
助成期間は助成を開始した診療日の属する月から継続する24か月です。



4 申請方法

医療機関での治療終了後に、下記①～⑦を用意して藤枝市健康推進課（保健センター）に申請してください。申請書は、藤枝市役所ホームページからダウンロードできます。

	必要書類等	備考
①	一般不妊治療（人工授精）費助成金交付申請書 （第1号様式）	申請者は夫または妻のどちらか一方 健康推進課（保健センター）で配布
②	一般不妊治療（人工授精）費助成事業に関する同意書 （第1-2号様式）	健康推進課（保健センター）で配布
③	一般不妊治療（人工授精）費助成事業受診等証明書 （第2号様式）	健康推進課（保健センター）で配布 主治医が記入
④	夫と妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 （夫及び妻のいずれも日本国籍を有しないときは、婚姻届記載事項証明書等、法律上の婚姻をしていることが確認できる書類）	市役所で発行
⑤	領収書の原本（受診者氏名が入っているもの）	
⑥	印鑑（スタンプ印は不可）	
⑦	口座振込み先の通帳（ 申請者名義 のもの）	

※各窓口でこのチラシを提示すると、
証明書の発行が無料になります。
（藤枝市役所限定）

申請時の注意事項

申請書の提出期限は、一般不妊治療を受けた日の属する年度内（3月31日まで）です。
（※年度ごとの申請です）

1月～3月に治療が終了した場合は、治療終了日から90日以内に申請してください。

治療終了日	申請期限
令和2年4月～令和2年12月	令和3年3月末まで
令和3年1月～令和3年3月	治療終了日から90日以内

申請・問合せ窓口

藤枝市健康推進課 母子保健係
（保健センター）

住所 藤枝市南駿河台1丁目14-1

電話 054-645-1111

FAX 054-645-2122

藤枝市役所ホームページ www.city.fujieda.shizuoka.jp



藤枝市ホームページ

